

令和3年5月10日

## 告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、緑ボクシングジム（以下「緑ジム」という）所属ボクサーであるド・プラド・フェリペ（ライセンスNo.49219）選手を嚴重注意処分とする。

理由： 緑ジムド・プラド・フェリペ選手は、令和3年5月9日の試合の前日計量において、減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。このことはスポーツとしてのボクシングの権威と信用を著しく棄損するとともに、試合キャンセルによりプロモーターや対戦相手、ボクシングファンに対して多大な迷惑と混乱をもたらす行為である。よって当財団はド・プラド・フェリペ選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、緑ジムのクラブオーナーである松尾敏郎（ライセンスNo.13353）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、松尾会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション